

市民後見人の養成と活躍支援

市民後見人の養成には421自治体（24.2%）が取り組んでいます（2017（H29）年度）。
市民後見人養成・活躍支援には、各地で多様な取組がみられます。

●複数自治体・都道府県域で養成研修を開催

複数の自治体や都道府県が関係団体（県社協、大学等）と連携して市民後見人養成のための研修等を行うパターンがあります。広域連携により、講師の確保や自治体経費の分散等、効率的・効果的に研修の実施が可能となっています。広域の研修修了者を対象に、自治体が追加研修を組み合わせる取組もあります。

事例 P.111甲府市、P.183たつの市等

●中核機関のバックアップにより、家裁が市民後見人を選任

中核機関が研修、面談等を通じ市民後見人をバックアップすることで、家庭裁判所に市民後見人が専任されている取組です。

事例 P.31旭川市、P.51いわき市、P.159伊賀市、P.179大阪市等

●複数専任（市民＋専門職）から市民単独選任への移行

受任時には専門職と市民後見人が複数後見を行い、困難な状況が解決されるなど、複数後見を継続する必要がなくなった場合に専門職が辞任、中核機関等のサポートを受けながら市民後見人が単独で活動する取組です。

事例 P.103横須賀市

●市民後見人が社協等法人後見の支援員（身上保護担当）として活動する取組

市民後見人が社協等と雇用契約を締結、非常勤職員等として法人後見の支援員として活動する取組です。市民後見人単独受任の前に、法人後見支援員としての活動を位置づけている自治体もあります。

事例 P.51いわき市、P.71栃木市

●市民後見人が広報・啓発に向けて活動する取組

市民後見人が各地域における住民・福祉関係者向けの成年後見制度の広報・啓発のための研修に出向く取組、紙芝居などによる広報活動を行う取組です。

事例 P.83浦安市、P.95町田市